

板橋区要支援児保育事業実施要綱

(平成元年4月1日区長決定)	
(平成6年3月1日区長決定)	一部改正
(平成10年4月1日区長決定)	一部改正
(平成11年6月7日区長決定)	一部改正
(平成19年4月1日区長決定)	一部改正
(平成20年4月1日区長決定)	一部改正
(平成27年4月1日区長決定)	一部改正
(平成30年11月1日区長決定)	一部改正
(令和元年9月30日区長決定)	一部改正
(令和5年2月13日区長決定)	一部改正
(令和6年2月21日区長決定)	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とし、かつ、心身等に障がいをもつ児童を、保育所において一般の保育の利用児童とともに集団保育(以下「要支援児保育」という。)することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ当該児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第7条第5項に規定する地域型保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第33条に規定する小規模保育事業C型、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)をいう。

2 この要綱において、障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童及び精神に障がいのある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)をいう。

(対象児童)

第3条 要支援児保育における入所対象児童は、障がい児その他特別な支援が必要とされる児童(以下「児童」という。)で、次の各号に該当するものとする。

(1) 法第24条第1項の規定に該当するもの

(2) 発育の状況が、別表に定める範囲内であって、第7条の規定に基づき設置した板橋区要支援児保育判定審査会(以下「審査会」という。)において要支援児保育の実施を可能と判定されたもの又は保育所の長(以下「園長」という。)が実施する観察保育を経て、区長が要支援児保育の実施を可能と判断したもの

(入所定員)

第4条 前条各号に該当する児童の保育所（板橋区立保育所に限る。以下この項において同じ。）における入所定員は、1保育所につき原則として4名までとし、保育所の状況に応じて区長が適宜決定するものとする。

2 前条各号に該当する児童の保育所（板橋区立保育所を除く。）における入所定員は、施設の状況に応じて園長が適宜決定するものとする。

3 第1項に規定する入所定員には、板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱（昭和49年4月1日区長決定）第6条の規定による申請の対象となる児童及び同要綱第2条の規定による要支援加算対象児童として認定された児童で現に在園するものを含むものとする。

(保育時間)

第5条 保育時間は、支援法第20条第3項の規定により認定された保育時間の範囲内とする。

(要支援児保育の利用の申込み)

第6条 要支援児保育の利用を希望する保護者（以下「申込者」という。）は、教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書（規則別記第4号様式の3）を保育サービス課又は福祉事務所（板橋福祉事務所を除く。）に提出するものとする。

(審査会の設置)

第7条 区長は、要支援児保育の利用の申込みに当たり、当該児童の要支援児保育の実施の可否について判定するため、必要に応じて審査会を設置する。

2 審査会は、子ども家庭部長のほか、区長が必要と認める者で構成する。

(審査会の所掌事務)

第8条 審査会は、園長の報告又はその他必要な資料を審査し、要支援児保育の実施の可否を判定する。

(観察保育)

第9条 区長は、必要に応じて、事前に区長が指定する場所において、園長に当該児童の観察保育をさせるものとする。

2 観察保育を行った園長は、観察保育終了後速やかに区長又は審査会に結果報告をしなければならない。

3 観察保育に要する経費は、区が負担するものとする。

4 審査会が設置されない場合、区長は観察保育を行った園長の報告その他必要な資料を審査し、要支援児保育の実施の可否を判定する。

(事前面談)

第10条 園長は、要支援児保育の実施が可能と判定され、かつ、東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号）第4条の3第1項の基準に基づく利用の調整において入所が内定した児童について、入所が内定した当該施設における要支援児保育の利用の承諾を判断するため、事前面談を行うものとする。

(保育の利用の承諾の保留)

第11条 区長は、要支援児保育の利用の申込みのあった児童について、前条の規定による事前面談が行われている期間は、入所定員を留保し、かつ、当該児童の要支援児保育の利用の承諾を保留するものとする。

(利用の承諾)

第12条 区長は、事前面談を経て、当該児童の要支援児保育の利用の承諾を決定するものとする。

(要支援児保育指導員)

第13条 要支援児保育の充実を図るため、要支援児保育指導員として医師等の総括責任者及び心理判定員を置くものとする。

(関係機関との連携)

第14条 園長は、児童の心身状態を的確に判断するため、板橋区子ども家庭総合支援センター等の関係機関と密接な連携をとり、児童の処遇の向上を図らなければならない。

(謝礼)

第15条 第7条第2項に規定する者については、謝礼を支払うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行について、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 板橋区障害児保育事業実施要綱（昭和51年8月12日区長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成6年3月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年6月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、平成30年11月1日から施行する。

2 この改正規定は、平成31年4月1日以後の保育所の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年2月13日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。